

# 松平高校 生徒心得

令和5年4月改定

## 1 学校生活の心構えについて

充実した高校生活を送るため、次の心構えを十分に理解し、実践する。

### < 1 > 基本的な生活習慣の確立

(1) 欠席・遅刻・早退をしない生活習慣を確立する。

(2) 正しい身だしなみで生活する。(服装・頭髪等の規定参照)

ア 登下校は制服。また、制服の変形は禁止。スカート丈はヒザ程度(ヒザ中心を目安)。

部活動のみの日は、部活動の服装も可。

イ 頭髪の脱色・染色・パーマ等は禁止。

ウ アクセサリー(指輪、ネックレス等)は禁止。

エ ピアス、化粧は禁止。

(3) 原則自力で登校する。送迎が必要な場合は担任に伝える。また、乗降は決められた場所で行う。

### < 2 > 飲酒・喫煙などの触法行為の禁止

法律に触れる行為は禁止。

問題行動の場面に一緒にいた場合(同席)も指導の対象となる。

### < 3 > 交通安全、事故防止

(1) 『四ない運動』を守る。守られない場合は厳しく指導する。

(免許を取らない、バイクに乗らない、バイクを買わない、乗せてもらわない)

(2) 自転車の乗車マナー・ルールを守る。

(二人乗り、並進、傘さし、スピード、一旦停止、イヤホン、ながら走行等)

### < 4 > 挨拶

友人・先生・来校された方へ積極的に挨拶をする。

### < 5 > 言葉遣い

先生・友人に節度ある言葉遣いをする(暴言等は厳しく指導される)。

### < 6 > 下校後の生活

(1) 夜間の外出や友人宅での外泊はしない。

(2) 不適切な娯楽場(パチンコ店、居酒屋など)への立ち入りは禁止。

(3) 無断アルバイトは禁止。家庭の事情等によりやむを得ず必要な場合は生徒指導部に相談する。

### < 7 > その他

(1) 自分や他人の生命や人権を尊重する。

いじめや暴力は絶対にしない。

(2) 登校後の外出は基本的に認めない(無断で外出・早退した場合には厳しく指導される)。

(3) 自転車放置・校門以外からの登校は禁止。

(4) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチは校内で使用しない(電源を切り、鞆の中に入れておく)。

(5) 机・運動用具・ストーブ等の公共物やタブレットなどの貸与品を大切に使用する。

(6) 環境美化に努める。

(7) 他人に迷惑のかかる行為をしない。

### ※ 特別指導について

上記の内容を大きく逸脱する言動が明らかになった場合には、特別指導を行うことがある。

## 2 制服について

本校の制服は「正装」と「略装」の二通りある。

### (1) 正装について

ア 儀式・集会時には必ず着用する。その他指示された日に着用する。

イ 夏の正装と冬の正装がある。

### (2) 略装について

正装以外のシャツ、ポロシャツ、ベスト等を組み合わせて着ることも可とする。

### (3) その他

ア やむを得ぬ理由により規定以外の服装をする必要がある時は、担任を通して生徒指導部の許可を得ること（異装許可）。

イ 上履きは規定のスリッパを、体育館では規定のシューズを、グラウンドでは規定のグラウンドシューズを使用する。

## 制服の着こなし

### 1 儀式・集会時の制服〔正装〕

#### (1) 冬用制服（4月～5月、10月～3月）

- ・ブレザー（左襟にバッジ）・長袖シャツ（マーク入）・長袖ブラウス（マーク入）
- ・スラックス・スカート・ネクタイ

#### (2) 夏用制服（6月～9月）

- ・半袖シャツ（マーク入）・半袖ブラウス（マーク入）
- ・スラックス・スカート

### 2 普段着の制服〔略装〕

- ・ブレザー（左襟にバッジ）・スラックス・スカート
- ・長袖シャツ（マーク入）・長袖ブラウス（マーク入）  
ネクタイ着用
- ・半袖シャツ（マーク入）・半袖ブラウス（マーク入）
- ・長袖または半袖ポロシャツ
- ・ベスト（任意）

※ 自分の体調や気温に合わせ、上記の組み合わせで着用する。

※ スカートの場合、ベルト使用は原則禁止。

※ スラックスの場合、男子はベルトを着用する。女子は、必要に応じてベルトを着用してよい。ベルトの色は黒・紺・茶とする。

※ 白・黒・紺の単色の靴下を着用する。

### 3 身だしなみについて

式典・儀式や就職・進学の面接、対外的な行事や活動においてふさわしい身だしなみをし、清楚、清潔、清廉さに重点を置いた着こなし、安全や周囲に配慮した着用を心掛ける。

各学期の始業式の後、各種の学校行事の前、月例等で身だしなみ指導を実施する。上記に合わない状況が見られた場合は、再指導を行う。

#### 身だしなみの規定

- 制服
  - 1 制服の着こなしの〔正装〕に示した通りに着用する。
  - 2 次の3点により、正しく着こなす。
    - (1) スカート丈はひざ程度（ヒザ中心を目安）とする。
    - (2) スラックスは、すそをひきずるような着用はしない。
    - (3) シャツはださない。
- 靴
  - 1 運動靴または皮（人工皮革）の短靴を着用する。
  - 2 下駄、サンダル、ブーツ等は禁止。
- 靴下
  - 1 白・黒・紺の単色の靴下を着用する（ワンポイントは可）。
  - 2 短ソックス、ルーズソックスは禁止。
- 頭髪
  - 1 清潔で自然な髪型とする。
    - (1) 整髪料の使用は禁止。
    - (2) 前髪は目にかからない。
    - (3) 髪が肩より長い者はゴムでまとめる（色ゴム・シュシュ・飾り付きは不可）。  
正装時は必ず下部で束ねる。
  - 2 パーマ、脱色、染色、剃り込み等は禁止。
- 飾り  
ピアス、髪飾り、アクセサリー、化粧等は禁止。
- つめ  
つめは、短くしておき、マニキュアなど特殊な技巧は禁止。
- 眉  
細すぎる、無くて描いているものは不可（生えるまで経過指導）。
- ひげ  
綺麗に剃る。
- インナー
  - 1 華美でない単色のインナー（肌着）を常時着用。
  - 2 柄物は禁止。

#### 4 防寒具について

< 1 >校舎内では着用しないこと。

防寒着を着用する場合の注意点は次のとおり。

- (1) 制服（ブレザー）の上に着用する。
- (2) 登下校時のみの着用とし、昇降口で脱着をする。
- (3) 体育用ウインドブレーカーや部活動で統一されたものも利用できる。
- (4) 自転車の走行に支障をきたすような丈の長いものは認めない。
- (5) 教室環境を乱さないよう校内ではカバンの中にしまうか、たたんで保管する。
- (6) 着用状況により指導をする場合や、着用を認めない場合がある。
- (7) 防寒着として着用の判断に迷う場合は事前に生徒指導部の先生に相談すること。

< 2 >防寒具として許可しているものは次のとおり（いずれも華美でないものとする）。校舎内では

(1)から(4)は着用しない。

- (1) 手袋
- (2) マフラー
- (3) 耳当て
- (4) 帽子
- (5) タイツ（黒色無地）もしくはストッキング（ベージュ系のもの）
- (6) ひざ掛け

< 3 >セーター・カーディガン等をブレザーの下に着用する場合の注意点は次のとおり。

- (1) 必ずブレザーを着用する（セーター・カーディガン姿にはならない）。
- (2) ネクタイ着用時、ネクタイの結び目が見える首元のものを着用する。
- (3) ブレザーから襟、裾を出さない。
- (4) 色は白・黒・紺・グレーで無地とする。
- (5) 正装時には原則着用しない。

< 4 >黒色タイツを着用する場合の注意点は次のとおり。

- (1) 正装時の着用を認める。
- (2) 無地で80デニール以上。

< 5 >ひざ掛けを使用する場合の注意点は次のとおり。

- (1) 華美でないものを使用。
- (2) 教室内でのみ使用する。
- (3) 移動教室への移動、下校や清掃時には袋に入れて保管をする（袋は任意のものとする）。
- (4) 定期考査中はカバン同様廊下へ出し、教室内には持ち込まない。

#### 5 自転車通学について

自転車点検に合格したら、ステッカーを自転車に貼って許可をする。検査項目は「ステッカー」「防犯登録番号」「ライト」「ブレーキ効き方」「泥よけ」「チェーンの緩み」「反射板」「鍵」「ベル」「カゴまたは荷台」「二人乗りの棒がない」「その他」

#### 6 バイク通学について

バイク通学は、原則禁止。ただし、バイク以外では通学が困難と認められた者には2年次以降許可することがある。許可基準は、交通の便が悪く、自宅から最寄りのバス停まで、原則として山地6km以上とする。

## 7 自動車免許の取得について

就職先が内定または進学先が決定した者で、普通自動車運転免許証の取得が必要な者は、3年生の12月以降に自動車学校へ入校し、教習を受けることができる(ただし、2・3学期に成績不振科目があった場合は、教習を中断する)。

教習は指定日以降とするが、進路により開始日が異なる。

教習中であっても、学校行事が最優先とする。

## 8 アルバイトについて

アルバイトは、原則禁止。ただし、家庭の事情でアルバイトを必要とする場合は生徒指導部に相談する。また、夏休み・冬休み・春休みの長期休業中は許可する(説明会への参加等必要事項を満たさねばならない)。なお、学校生活を最優先とし、成績不振科目がある場合は許可しない。

## 9 台風、警報が発表されたときの対応について

< 1 > 生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から生徒の居住する市町村、又は豊田市西部に暴風警報が発表されている場合は、(1)～(3)の通り。

(豊田市東部・・・旭、足助、稲武、下山支所管内。豊田市西部・・・豊田市東部以外の豊田市)

- (1) 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- (3) 午前11時以降に警報が継続されている場合は、授業は行わない。

但し、上記(1)(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等のために登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校する必要はない。

< 2 > 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合は次の通り。

- (1) 授業を中止し、安全を確認の上、速やかに下校する。
- (2) 通学路の通行が危険と認められるとき、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

< 3 > その他の警報等(心配される警報のみ掲載)は次の通り。

注意報・警報情報 (気象庁発表)	警戒レベル	対応
大雨特別警報	警戒レベル5相当	上記1に従って行動する。
土砂災害警戒情報	警戒レベル4相当	松平地区に、授業開始の2時間前以降に避難指示が発令されている場合はその日の授業を行わない。 生徒が居住する地区(中学校区)に避難指示が発令されている場合は、登校することなく安全を確保する。 その場合は学校へ連絡をすること。
大雨警報(土砂災害) 洪水警報	警戒レベル3相当	原則として授業を行う。 ただし、学校周辺の地域に豊田市から警戒レベル4相当(避難指示・避難勧告)の避難情報が発令されている場合は、授業を行わないことがある。この場合は、学校から連絡する。
大雨注意報 洪水注意報	警戒レベル2相当	原則として授業を行う。

## 10 部活動について

部活動登録は各年度のはじめに、部活動一斉ミーティングという形で行い、上級生も改めてこのときに登録の更新をする。登録についての注意点は次のとおり。

(1) 1年生は全員どこかの部活動に必ず登録する。両立できるならば二つの部活動に所属してもよい。

(2) 活動時間（活動を終えて完全下校する時刻）

3月～9月〈通常〉	男子	18：30まで	〈延長〉	男子	19：00まで
	女子	18：00まで		女子	18：30まで
10月～2月〈通常〉	男子	17：30まで	〈延長〉	男子	18：00まで
	女子	17：00まで		女子	17：30まで

※延長は、顧問が付き添っている場合に認める。